

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 23

[事務局]

稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16-2
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133

悪質商法にご注意!

最近、稚内市内で「内容確認通知書」「控訴内容確認通知書」などといった、身に覚えがない内容の郵便物が届いたと、稚内市消費者センターに相談が寄せられています。

郵便物には、「以前契約した訪問販売業者に対して支払いが未納になっている。」「連絡がない場合は裁判所からの呼出状送達後に出廷となる。」などと書かれています。

このような郵便物は「架空請求」と思われます。

もし、このような郵便物が届いたときは、次のような対応をとるようにしてください。



- ① 身に覚えがないときは無視する。
- ② 「間違えではないか」「身に覚えがない」などと、こちらから連絡をしない。
- ③ 個人情報をお教えしない。
- ④ 身に覚えがない請求は絶対に支払わない。
- ⑤ 届いた郵便物は保管しておく。(事業者名を控える)

また、根拠のない悪質な取り立てがあった場合は、警察へ連絡してください。

不安や心配な点がありましたら、稚内市消費者センターまでご相談下さい。

稚内市消費者センター



【電話番号】 0162-23-4133

【受付時間】 月曜日～金曜日 10時～12時・13時～16時
※年末年始、祝日は除きます。

【住所】 稚内市中央4丁目16番2号 保健福祉センター 2階

相談事例(稚内市消費者センター)

健康食品

【 相 談 内 容 】

突然、業者から「9月5日に注文されたサプリメントを代引きで送る。」と電話が来た。注文していない、覚えがないと伝えたら「電話で注文している。」と言う。品物は何かと尋ねたら「血液をサラサラにするサプリメントで注文を受けてから作るので日数がかかる。3回分の注文を受けている。今回の分は注文しているので引き取ってくれ。後の分は取り消し出来る。」と説明された。明日届く予定だが注文していないので受け取り拒否をしようと思っているがどうしたらいいだろうか。

【 対 処 】

消費者センターから事業者に契約の経緯を確認。事業者によると、チラシを各世帯にポスティングしており、電話で注文を受けているとのこと。相談者はあくまでも頼んだ覚えがないと主張していたので、その旨事業者に伝えたところ、本人が注文していないと言うなら商品の発送は中止するとの返答をもらい、相談者に伝えた。

【 助 言 】

☆断ったにも関わらず、商品を送りつけてきた場合、商品を受取る必要はありません。

☆電話で勧誘され、承諾してしまった場合は、クーリング・オフができます。

★★★ 出 前 講 座 ★★★

稚内市消費者センターでは、1月16日に声間楽生大学、1月18日に宗谷長寿大学で「あなたを狙う悪質商法」をテーマに出前講座を実施しました。講座では、クイズを織り交ぜながら悪質商法による被害防止とクーリング・オフについて、「健康食品の強引な電話勧誘」の寸劇を行い被害に遭わないよう注意を促しました。
(写真：契約○×クイズの様子)



☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後2時30分までです。(相談時間は1人25分)

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【実施日】 2月10日 ・ 3月10日 ・ 4月14日

稚内市市民協働課市民協働グループ 電話(直通) 23-6471